

蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画 概要版

<p>背景</p> <p>平成25年4月に、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(特措法)が施行されました。 特措法第8条第1項「市長は県行動計画に基づき、当該市域に係る新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画を作成するものとする。」の規定に基づき、「蒲郡市新型インフルエンザ等対策行動計画」を作成します。</p>	<p>実施する措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内外の発生状況等の情報収集 ○市民への適切な情報提供 ○まん延防止 <ul style="list-style-type: none"> ・特定接種の実施の協力 ・住民に対する予防接種の実施 ○医療等の提供体制の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・医師等への医療従事の要請・指示 ・臨時的医療施設の開設等 ○市民生活・経済の安定に関する措置 	<p>対策の効果 概念図</p>	<p>流行規模・被害想定(蒲郡市)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発病率 人口の約25% ・医療機関受診患者数 8,000人～16,000人 ・死亡者数 100人～400人 (致命率 0.53～2.0%) ・従業員の欠勤 最大40%程度 (ピーク時の約2週間) <p>※流行期間は約8週を想定</p>
<p>行動計画の目的</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。 ○市民生活及び経済活動に及ぼす影響が最小となるようにする。 			

行動計画における主な対策(発生段階別)

未発生期

海外発生期

国内発生早期

国内感染期

小康期

国・県の動き	政府対策本部及び県対策本部設置	緊急事態宣言	緊急事態宣言終了
<p>実施体制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市行動計画の作成、見直し ・平素からの情報交換、連携体制確認、訓練実施 		<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部の設置(緊急事態宣言) 	<ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部の廃止(緊急事態解除宣言)
<p>情報収集・情報提供・共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市ホームページ等を利用した継続的な情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意喚起 ・関係機関と情報共有 ・相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意喚起 ・関係機関と情報共有 ・相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の媒体、機関を活用した情報提供・注意喚起 ・関係機関と情報共有 ・相談窓口の縮小
<p>予防・まん延防止 予防接種</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルでの対策の普及 ・職場対策の周知 ・特定接種体制の構築 ・住民接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ・個人レベルでの対策の普及 ・特定接種の実施 ・住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・まん延防止対策の実施 ・外出の自粛要請 ・特定接種の実施 ・供給が可能になりしだい住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・供給が可能になりしだい住民接種の実施
<p>医療</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療資器材の確保等 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等への情報提供 ・帰国者、接触者外来の周知 ・帰国者、接触者相談センターの周知 	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関等への情報提供 ・原則として全ての一般の医療機関での診療 ●臨時的医療施設の設置
<p>市民生活及び経済の安定の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者等の要援護者への生活支援等の対応の検討 ・必要な医薬品その他物資等の備蓄、施設設備の整備 ・火葬能力等の把握、検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等への周知 ・各事業者職場における感染対策の準備について周知 ・一時的に遺体を安置する施設等の確保の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等への支援 ・各事業者職場における感染対策の実施 ・市民、事業者生活必需品等の買占め、売惜しみが生じないよう要請 ・一時的に遺体を安置する施設等の確保の準備 ●水の安定供給 ●生活関連物資等の価格の安定 	<ul style="list-style-type: none"> ・要援護者等への支援 ●要援護者への支援 ・各事業者職場における感染対策の実施 ・市民、事業者生活必需品等の買占め、売惜しみが生じないよう要請 ●状況に応じた緊急事態措置の縮小・中止

●は新型インフルエンザ等緊急事態宣言に伴い実施する措置

実施措置項目ごとの主な対策